

# 令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 岩出市

令和8年6月16日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.1%
全職員	75.6%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	98.6%
課長相当職	97.9%
副課長相当職	96.8%
課長補佐相当職	96.2%
係長相当職	95.3%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8%
31～35年	93.4%
26～30年	91.8%
21～25年	95.6%
16～20年	88.5%
11～15年	92.5%
6～10年	89.5%
1～5年	87.2%

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、年あたり勤務月数が6カ月未満の者については、職員数を1/2人として換算しています。
- ・全職員552人（男性248人、女性304人）のうち、会計年度任用職員は239人（男性65人、女性174人）である。また、全男性に占める会計年度任用職員の割合は約26%であるのに対し、全女性では、約57%となっていることから、相対的に女性の給与の割合が低くなっている。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	33.9%

### 【説明欄】

- ・4月1日現在の副課長以上の職員における女性職員の割合を算出しています。
- ・副課長以上の職員は全体で62人で、うち女性が21人となっている。令和6年度は32.8%であり、若干ではあるが女性職員の割合が増加している。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部局長・次長相当職	21.1%
課長相当職	35.0%
副課長相当職	43.5%
課長補佐相当職	36.7%
係長相当職	46.2%

### 【説明欄】

- ・4月1日現在の各区分における女性職員の割合を算出しています。
- ・本庁部局長・次長相当職では全体19人のうち女性が4名であり、他の区分に比べて割合が低くなっている。

#### IV 採用した職員に占める女性職員の割合（令和7年度採用状況）

区分	令和7年度
一般事務職	29.4%
技師	50.0%
保健師	100.0%
保育士	100.0%
社会福祉士	66.7%
技能労務職	0.0%

##### 【説明欄】

- ・令和7年度に採用した職員の区分別の女性職員の割合です。
- ・保健師・保育士等の専門職では女性の割合が高くなっていますが、一般事務職・技能労務職では割合が低くなっています。

#### V 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和7年度実施分）

区分	令和7年度
一般事務職	33.3%
技師	0%
保健師	83.3%
保育士	87.5%
社会福祉士	33.3%
助産師	100.0%
技能労務職	0.0%

##### 【説明欄】

- ・令和7年度中に実施した採用試験における受験者の総数に占める女性の割合になります。
- ・保健師・保育士等の専門職では女性の割合が比較的高くなっていますが、一般事務職・技能労務職では割合が低くなっています。

## VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

### 1. 男女別の育児休業取得率

#### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	40%
女性	100%

#### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100%

### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	100%	0%	0%	0%
1月超3月以下	0%	0%	0%	0%
3月超6月以下	0%	0%	0%	40%
6月超9月以下	0%	0%	0%	40%
9月超12月以下	0%	0%	0%	20%
12月超24月以下	0%	0%	0%	0%
24月超	0%	100%	—	—

#### 【説明欄】

- ・令和7年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員の男女別の取得率です。
- ・常勤職員においては、新たに育児休業を取得可能となった男性職員は5人で、うち2人が取得、女性職員は5人全員が取得しました。取得期間については取得した男性職員2名とも2週間以上1月以下の期間であり、女性職員は5名とも24月以上の取得見込となっています。
- ・会計年度任用職員においては、新たに育児休業を取得可能となった男性職員はおらず、女性職員は5人全員が取得しました。取得期間については、3月超6月以下が2名、6月超9月以下が2名、9月超12月以下が1名でした。

## Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

### 1. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	20%
育児参加のための休暇	20%

### 2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得日数の分布状況

#### (1) 配偶者出産休暇

区分	令和7年度
1日	0%
2日	0%
3日	100%

#### (2) 育児参加のための休暇

区分	令和7年度
1日	0%
2日	0%
3日	0%
4日	0%
5日	100%

#### 【説明欄】

- ・令和7年度中に新たに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇育児休業を取得可能となった男性職員の各休暇の取得率です。当該休暇を取得可能となった男性職員は5人で、それぞれの休暇において1名ずつ取得しています。
- ・それぞれの休暇の取得日数については、配偶者出産休暇を取得した職員は上限の3日取得し、育児参加のための休暇を取得した職員も上限の5日取得しています。

## VIII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.4時間/月
内部部局等以外	15.3時間/月

### 【説明欄】

・令和7年4月から令和8年3月における各月の超過勤務時間の合計を管理的地位にある職員以外の職員の各月の人数の合計で除した時間です。

## IX 職員の年次休暇の取得日数の状況

区分	令和7年
平均取得日数	10.0日
取得率	28.9%

### 【説明欄】

・令和7年1月から12月における職員の年次有給休暇の平均取得日数及び取得率の状況です。  
・取得率は、職員が上記期間に実際に取得した総日数を、職員の取得可能な有給休暇日数の総日数で除した数値です。